

令和7年6月18日

支出負担行為担当官
 防衛省大臣官房会計課
 会計管理官 平下 一三
 (公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-131 K-008	各国持回りの国際会議の運営に係る役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年11月19日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年7月8日（火）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年6月27日（金）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野

における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、代金の精算に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年6月30日（月）12:00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年7月4日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線 20823

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。
- (2) 会場等及び宿舎について、本項第3号及び第4号に定める条件を満たす会場及び宿舎を用意できること。

(3) 会場、設備等の確保

ア 契約相手方は、次の要件を満たすホテルと契約し、別紙に定める項目を満たす会場、設備等を同一施設内に確保すること。

(ア) 旅館業法（昭和38年法律第138号）第3条第1項及び同法施行規則第1条による申請を行い、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受けて、旅館・ホテル営業を行っていること。

(イ) 空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項に掲げる空港のうち、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、広島空港又は福岡空港から公共交通機関（リムジンバス等を含む）により、約60分以内に到着できる位置に所在していること。

(ウ) 最寄りの鉄道（地下鉄、路面電車等を含む。）駅から徒歩約15分圏内に立地していること。

(エ) 会議開催期間中、会場に対応する係員は英語での接客が可能であること。

(オ) 官側及び国際会議主催者が実施する会場の事前確認及び調査（サイト・サーベイ）に応じ得ること。

(カ) 国際会議参加者が宿泊可能な客室を、会場と同一施設内にて確保・提供できること。客室の要件については、本項第4号「客室の確保・提供」のとおり。

イ 別紙に示す部屋ごとに必要な備品等は、別紙に定める項目を満たす会場、設備等を提供するホテルが提供すること。

(4) 客室の確保・提供

ア 客室の面積
客室1室当たり20㎡以上とする。

イ 客室の数量
90室。

ウ 宿泊期間
2025年11月8日（土）から同年11月20日（木）の間。

エ 客室内の設備
客室内で利用可能なインターネット（Wi-Fi）接続環境及びライティング・デスクを備えるものとする。

オ 宿泊予約

- (ア) 国際会議参加者個人による宿泊予約申し込みに対応するものとする。
- (イ) 少なくとも英語及び英文による外国語での予約申し込みに対応するものとする。
- (ウ) 努めて、国際会議参加者のみアクセス及び宿泊予約が可能な宿泊プランのWebサイト又は電子メール・フォームによる予約申し込みに対応する。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印の上、綴るものとする。）

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和7年6月30日（月）1200

会場・設備等

用途	数量	面積	基準人数	期間	会場形式	部屋ごとに必要な備品等
全体会合	1	250 m ² 以上	90 人	11月9日～ 11月14日	コの字形の メインテー ブル配置で 30人が着 席し、その 周囲又は後 方に60人 が着席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶プロジェクター（5000ルーメン以上）：1SET、 PC接続可、HDMI（スクリーン含む） ・ ホワイトボード：1台 ・ ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）：各1本 ・ マイク：固定式（メインテーブル30か所又は15 か所（2人につき1か所使用の場合））、無線式（6 本） ・ 電源コンセント：メインテーブルにおいて1人1 か所使用可能 ・ 無線LAN：180台接続可能（100Mbps以上） ・ サインボード・スタンド：1個 ・ フリップチャート（ペン付き）：1日あたり50枚 ・ モニター（50inch以上）（DVD再生可能、外部入力 対応）
調整分科 会（A、 B）	2	100 m ² 以上	30 人	11月9日～ 11月14日	コの字又は コの字形の メインテー ブル配置で 20人が着 席し、その 周囲又は後 方に10人 が着席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶プロジェクター（3000ルーメン以上）：1SET ・ PC接続可、HDMI（スクリーン含む） ・ ホワイトボード：1台 ・ ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）：各1本 ・ 電源コンセント：メインテーブルにおいて1人1 か所使用可能 ・ 無線LAN：60台接続可能（100Mbps以上） ・ サインボード・スタンド：1個 ・ フリップチャート（ペン付き）：1日あたり50枚

計画分科会 (C、D)	2	70 m ² 以上	20 人	11月9日～ 11月19日	コの字形又は対面のテーブル配置で20人が着席	<ul style="list-style-type: none"> 液晶プロジェクター (3000ルーメン以上) : 1SET PC接続可、HDMI (スクリーン含む) ホワイトボード : 1台 ホワイトボードマーカー (黒、赤、青) : 各1本 電源コンセント : 1人1か所使用可能 無線LAN : 40台接続可能 (100Mbps以上) サインボード・スタンド : 1個 フリップチャート (ペン付き) : 1日あたり50枚
事務局	1	60 m ² 以上	10 人	11月9日～ 11月19日	コの字形又は対面のテーブル配置で10人が着席	<ul style="list-style-type: none"> 施錠可能であること ホワイトボード : 1台 ホワイトボードマーカー (黒、赤、青) : 各1本 電源コンセント : 1人1か所使用可能 無線LAN : 20台接続可能 (100Mbps以上) プリンター : 1台 (複合機、PCより出力可、A4及びA3普通紙対応、両面印刷、連続複写速度及び連続プリント速度A4で毎分60枚以上、ソーター、スライル、スキャン機能有り。設置費用、借料含む。) コピー用紙 (A4サイズ) : 500枚 サインボード・スタンド : 1個 フリップチャート (ペン付き) : 1日あたり50枚
レセプション	1	180 m ² 以上	90 人	11月10日	立食	<ul style="list-style-type: none"> レセプションに必要な備品等 サインボード・スタンド : 1個 無線LAN : 90台接続可能 (100Mbps以上)

仕 様 書	
件 名	作成年月日
	令和7年 月 日
	防衛政策局戦略企画参事官

1 総 則

この仕様書は、各国持回りの国際会議の運営に係る役務（以下「役務」という。）について規定するものである。

2 開催時期

2025年11月9日(日)～2025年11月19日(水)
(別紙第1「日程表参照」)

3. 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

4 役務の内容、条件

(1) 契約相手方について

ア 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。

イ 会場等及び宿舎について、本項第2号及び第3号に定める条件を満たす会場及び宿舎を用意できること。

ウ 会議受付、食事等について、本項第4号から第6号の各号に定める条件を満たす支援又は手配が可能であること。

(2) 会場、設備等の確保

ア 契約相手方は、次の要件を満たすホテルと契約し、別紙第2に定める項目を満たす会場、設備等を同一施設内に確保すること。

(ア) 旅館業法（昭和38年法律第138号）第3条第1項及び同法施行規則第1条による申請を行い、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けて、旅館・ホテル営業を行っていること。

(イ) 空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項に掲げる空港のうち、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、広島空港又は福岡空港から公共交通機関（リムジンバス等を含む）により、約60分以内に到着できる位置に所在しているこ

と。

(ウ) 最寄りの鉄道（地下鉄、路面電車等を含む。）駅から徒歩約15分圏内に立地していること。

(エ) 会議開催期間中、会場に対応する係員は英語での接客が可能であること。

(オ) 官側及び国際会議主催者が実施する会場の事前確認及び調査（サイト・サーベイ）に応じ得ること。

(カ) 国際会議参加者が宿泊可能な客室を、会場と同一施設内にて確保・提供できること。客室の要件については、本項第3号「客室の確保・提供」のとおり。

イ 別紙第2に示す部屋ごとに必要な備品等は、別紙第2に定める項目を満たす会場、設備等を提供するホテルが提供すること。

ウ 契約相手方は会場、設備等の選定にあたっては、事前に官側と協議し承認を得るものとする。

(3) 客室の確保・提供

ア 客室の面積

客室1室当たり20㎡以上とする。

イ 客室の数量

90室。ただし、この数量は「国際会議への参加者数が主催者の見積もる最大数となり、かつ参加者全員が当該施設に宿泊した」との仮定に基づくものであり、確保した客室数を国際会議参加者による予約で満たすことについて、官として確約するものではない。

ウ 宿泊期間

2025年11月8日（土）から同年11月20日（木）の間。ただし、上記の宿泊期間は官として確約するものではなく、国際会議参加者各個の予定により短縮又は延長がある。

エ 客室内の設備

客室内で利用可能なインターネット（Wi-Fi）接続環境及びライティング・デスクを備えるものとする。

オ 宿泊予約

(ア) 国際会議参加者個人による宿泊予約申し込みに対応するものとする。

(イ) 少なくとも英語及び英文による外国語での予約申し込みに対応するものとする。

(ウ) 努めて、国際会議参加者のみアクセス及び宿泊予約が可能な宿泊プランのWebサイト又は電子メール・フォームによる予約申し込みに対応する。

(エ) 国際会議参加者の特定・照合には、官側の協力が得られる。

カ 宿泊費用

(ア) 宿泊費用は、国際会議参加者個人がそれぞれ負担し支払うものとする。

(イ) 1泊当たりの宿泊費用について、契約相手方は、あらかじめ官側と協議の上で決定するものとする。

キ その他

宿泊予約は国際会議参加者個人が任意で行うものであり、予約、支払

いその他宿泊に関して、契約相手方又はホテルと宿泊者との間に係争が生じた場合、官は関与しない。

(4) 会議受付

会議受付を行うため、次の要件を満たす場所及び備品を確保すること。

ア 日時（基準）

2025年11月9日（日）17：00～19：00

2025年11月10日（月）07：00～09：00

イ 場所

契約相手方は、会場、設備等を提供するホテルの建屋内かつ国際会議参加者が容易に視認できる場所であって、国際会議参加者以外の者の通行の妨げとならない場所を確保すること。

なお、細部はあらかじめ官側と協議の上で承認を得ること。

ウ 設備

契約相手方は、事前受付に供するため、次の設備を確保すること。

(ア) 長机又はテーブル：2脚

(イ) 椅子：4脚

(ウ) サインボード・スタンド：2個

(5) リフレッシュメント等の手配

契約相手方は、リフレッシュメント及び昼食（以下「リフレッシュメント等」という。）を次の要領により手配すること。

なお、細部はあらかじめ官側と協議の上で承認を得ること。

ア 提供日・提供予定人数等

リフレッシュメント等の提供日・提供予定人数、単価の上限は別紙第3のとおりとし、役務終了後、人数及び単価の精算を行うものとする。

イ 提供者

リフレッシュメント等の提供者は、会場・設備等を提供するホテルであること。

ウ 提供場所

リフレッシュメント等の提供場所は、次の場所を基準とする。

(ア) リフレッシュメント

全体会合会場内若しくは全体会合会場又は分科会会場に近接した場所

(イ) 昼食

同一施設内レストラン又はそれに準ずる施設、会場

エ 形式及びメニュー

リフレッシュメント等の形式及びメニューは、あらかじめ官側と調整すること。また、食事のメニューは、アレルギー、宗教等の理由による食事制限者にも配慮すること。

オ 提供要領

(ア) リフレッシュメント等の利用が国際会議参加者に限定されるように提供すること。なお、提供要領の細部はあらかじめ官側と協議の上で承認を得ること。

(イ) リフレッシュメント等の提供に当たっては、衛生面に配慮すること。

(6) 防衛省主催レセプションの手配

契約相手方は、防衛省主催レセプションを次の要領により手配すること。
なお、細部はあらかじめ官側と協議の上で承認を得ること。

ア 提供日時・提供予定人数等

防衛省主催レセプションの料理及び飲料の提供日、提供予定人数及び単価の上限は別紙第3のとおりとし、役務終了後、人数及び単価の精算を行うものとする。

イ 会場

防衛省主催レセプションの会場は、会場・設備等を提供するホテルが同一施設内に保有する、180㎡以上の会場とする。

ウ 形式等

(ア) 防衛省主催レセプションの料理及び飲料の提供者は、会場・設備等を提供するホテルであること。

(イ) 防衛省主催レセプションの食事及び飲料のメニューはあらかじめ官側と調整すること。また、食事のメニューは、アレルギー、宗教等の理由による食事制限者にも配慮すること。

(ウ) 防衛省主催レセプションは立食ビュッフェ形式を基準とし、細部はあらかじめ官側と調整すること。

5 監督・検査

監督・検査は、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6 特記事項

(1) 契約相手方は、準備期間において、支出負担行為担当官等と本件国際会議の運営等にかかる打ち合わせのために適宜当省へ来訪が可能なこと。

(2) 準備期間を含めた業務が深夜に及ぶことがあるが、その場合においても迅速かつ適切な対応が可能であること。

(3) 契約相手方は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守しなければならない。

(4) 契約相手方は、本契約を履行する上で得られた情報を、漏洩又は転用してはならない。本規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

(5) 精算に際しては、契約相手方は業務終了後、速やかに証拠書類を整備し、同写しを添付の上、請求すること。また、仕様書上の手配項目と証拠書類の照合が容易となるよう留意すること。

(6) この仕様書について疑義がある場合は、支出負担行為担当官等に申し出るものとする。

(7) 調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

各国持回りの国際会議日程表

年月日	時間	実施内容
11月9日(日)	12:00～17:00	・会場準備 ・事前教育 ・リハーサル
	17:00～19:00	・会議受付
11月10日(月)	07:00～08:00	・会議受付
	08:00～17:00	・全体会合/分科会
	18:00～20:00	・レセプション
11月11日(火)	08:00～17:00	・全体会合/分科会
11月12日(水)	08:00～17:00	・全体会合/分科会
11月13日(木)	08:00～17:00	・全体会合/分科会
11月14日(金)	08:00～17:00	・全体会合/分科会
11月15日(土)	—	・休養日
11月16日(日)	08:00～17:00	・分科会
11月17日(月)	08:00～17:00	・分科会
11月18日(火)	08:00～17:00	・分科会
11月19日(水)	08:00～17:00	・分科会

注：本日程表は、仕様書作成日現在における案であり、表中の時間及び実施内容については変更となる可能性がある。

会場・設備等

用途	数量	面積	基準人数	期間	会場形式	部屋ごとに必要な備品等
全体会合	1	250 m ² 以上	90 人	11月9日～ 11月14日	コの字形の メインテー ブル配置で 30人が着 席し、その 周囲又は後 方に60人 が着席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶プロジェクター（5000ルーメン以上）：1SET、 PC接続可、HDMI（スクリーン含む） ・ ホワイトボード：1台 ・ ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）：各1本 ・ マイク：固定式（メインテーブル30か所又は15 か所（2人につき1か所使用の場合））、無線式（6 本） ・ 電源コンセント：メインテーブルにおいて1人1 か所使用可能 ・ 無線LAN：180台接続可能（100Mbps以上） ・ サインボード・スタンド：1個 ・ フリップチャート（ペン付き）：1日あたり50枚 ・ モニター（50inch以上）（DVD再生可能、外部入力 対応）
調整分科 会（A、 B）	2	100 m ² 以上	30 人	11月9日～ 11月14日	コの字又は コの字形の メインテー ブル配置で 20人が着 席し、その 周囲又は後 方に10人 が着席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶プロジェクター（3000ルーメン以上）：1SET ・ PC接続可、HDMI（スクリーン含む） ・ ホワイトボード：1台 ・ ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）：各1本 ・ 電源コンセント：メインテーブルにおいて1人1 か所使用可能 ・ 無線LAN：60台接続可能（100Mbps以上） ・ サインボード・スタンド：1個 ・ フリップチャート（ペン付き）：1日あたり50枚

計画分科会 (C、D)	2	70 m ² 以上	20 人	11 月 9 日～ 11 月 19 日	コの字形又は対面のテーブル配置で 20 人が着席	<ul style="list-style-type: none"> 液晶プロジェクター (3000 ルーメン以上) : 1SET PC 接続可、HDMI (スクリーン含む) ホワイトボード : 1 台 ホワイトボードマーカー (黒、赤、青) : 各 1 本 電源コンセント : 1 人 1 か所使用可能 無線 LAN : 40 台接続可能 (100Mbps 以上) サインボード・スタンド : 1 個 フリップチャート (ペン付き) : 1 日あたり 50 枚
事務局	1	60 m ² 以上	10 人	11 月 9 日～ 11 月 19 日	コの字形又は対面のテーブル配置で 10 人が着席	<ul style="list-style-type: none"> 施錠可能であること ホワイトボード : 1 台 ホワイトボードマーカー (黒、赤、青) : 各 1 本 電源コンセント : 1 人 1 か所使用可能 無線 LAN : 20 台接続可能 (100Mbps 以上) プリンター : 1 台 (複合機、PC より出力可、A4 及び A3 普通紙対応、両面印刷、連続複写速度及び連続プリント速度 A4 で毎分 60 枚以上、ソーター、スライル、スキャン機能有り。設置費用、借料含む。) コピー用紙 (A4 サイズ) : 500 枚 サインボード・スタンド : 1 個 フリップチャート (ペン付き) : 1 日あたり 50 枚
レセプション	1	180 m ² 以上	90 人	11 月 10 日	立食	<ul style="list-style-type: none"> レセプションに必要な備品等 サインボード・スタンド : 1 個 無線 LAN : 90 台接続可能 (100Mbps 以上)

精算品目表

品名	提供日	上限数量			上限単価※1 (1名分/回)	備考
		人数	日数	回数		
リフレッシュメント ※2	11月10日～ 11月14日	1,300 名分	90名	5日	2回	1,243円
	11月16日～ 11月19日		50名	4日	2回	
昼食	11月10日～ 11月14日	650名 分	90名	5日	1回	
	11月16日～ 11月19日		50名	4日	1回	
防衛省主催 レセプションの料理及 び飲料	11月10日	90名分	90名	1日	1回	11,187円

※1 上限単価は、サービス料、消費税及び手配代金を含むものとする。

※2 リフレッシュメントは1日2回（午前及び午後）提供するものとする。